

## 長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止を推進するため、温暖化の防止と暮らしやすさを両立する賢い選択「COOL CHOICE」を実践する者に対して、予算の範囲内において、その実際に要した経費の一部を補助することにより、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を図り、もって未来の子ども達が心の安らぎと豊かさを得られる“環境の都”長岡京の実現に寄与することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱に定めることのほか、補助金の交付に関し必要な事項は、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（未成年者を除く。）をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋（店舗等併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であって、個人が所有するものをいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、それぞれ別表1に掲げる要件を全て満たし、法令等に適合した事業を対象とする。

- (1) 薪ストーブの設置
- (2) 住宅窓の断熱改修工事
- (3) 太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置
- (4) 次世代自動車の購入

### (補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者は、補助対象事業ごとに、別表2に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、補助対象事業ごとに、別表3に掲げるとおりとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額の計算の結果、1万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定された期間内において、補助対象事業ごとに別表4に掲げる書類をそろえて、市長に提出するものとする。

2 補助金の交付申請は、一つの補助対象事業につき1申請者1回限りとする。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、申請者から前条の規定による申請を受け付けたときは、これを審査し、補助金交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適合していると認めたときは、補助金の交付及び交付する補助金の額を決定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、適合していないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

5 第2項の交付決定通知書は、規則第9条の確定通知書を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）で、補助金の交付を請求するものは、速やかに長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受け付けた場合は、当該交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、交付対象者名義の金融機関口座に振り込むことにより行う。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と市長が認めたとき。

2 前項の規定による取消しは、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金取消通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を指定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金返還命令書（別記様式第9号）により補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命ぜられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、規則第15条の規定を適用するものとする。

(調査及び協力)

第13条 市長は、この要綱による補助事業の適正な執行のため、申請のあった補助対象事

業に関し、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の目的に係る範囲において、補助金の交付を受けた設備等の使用状況等の聞き取りその他の協力を求めることができる。

(処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた設備等を、その法定耐用年数の期間、処分することなく、適切に管理しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(長岡京市薪ストーブ購入設置補助金等交付要綱等の廃止)

2 長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱、長岡京市住宅エコリフォーム補助金交付要綱及び長岡京市住宅用自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱は、廃止する。

別表1 (第4条関係)

補助対象事業	要件
薪ストーブの設置	(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は本市内の事業所に設置するもの (2) 薪、端材等を燃料とし、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するストーブを設置する事業で、暖房に使用するものであること。 (3) 未使用品の購入を伴うこと。 (4) 長岡京市森林組合が販売する薪を使用すること。ただし、当該薪の販売が終了したときはこの限りではない。 (5) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払いが完了後3カ月以内に、第7条に規定する申請を行う事業であること。
住宅窓の断熱改修工事	(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅の窓の断熱改修工事であること。 (2) 本市内の業者に発注する工事であること。 (3) 既存のガラス・窓を交換又は既存の窓の内外に二重窓を新設する工事で、熱貫流率が $4.65W/m^2 \cdot K$ 以下の製品を使う工事であること。 (4) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払いが完了後3カ月以内に、第7条に規定する申請を行う事業であること。
太陽光発電設備と蓄電設備	【太陽光発電設備】 (1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は当

の同時設置	<p>該住宅と同一場所に設置するものであること。</p> <p>(2) (1)の住宅に電力を供給するため、太陽光を利用して発電を行う設備で、太陽電池出力（日本産業規格又はIEC規格等の国際規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が1kW以上10kW未満のもの</p> <p>(3) 未使用品の購入を伴うこと。</p> <p>(4) 電気事業者の配電線と逆流ありで連系するもの。ただし、余剰売電を条件とするものであり、全量売電は不可とする。</p> <p>(5) 電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内に、第7条に規定する申請を行う事業であること。</p> <p><b>【蓄電設備】</b></p> <p>(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅に設置するものであること。</p> <p>(2) 日本産業規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1kWh以上のもの</p> <p>(3) 未使用品の購入を伴うこと。</p> <p>(4) 太陽光発電設備により発電する電力を充放電できるよう、太陽光発電設備と連携しているもの</p>
次世代自動車の購入	<p>(1) 国内で販売される国産の4輪車両のうち電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかであること。</p> <p>(2) 「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」と「所有者」がともに第7条に規定する申請者であること。</p> <p>(3) 車両の初回登録年月が申請年度の前年度3月以降の車両であること。ただし、令和3年4月以降のものに限る。</p> <p>(4) 個人間の売買で取得した車両でないこと。</p> <p>(5) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払いが完了後3カ月以内に、第7条に規定する申請を行う事業であること。</p>

別表2（第5条関係）

補助対象事業	共通要件	個別要件
薪ストーブの設置	<p>(1) 市税の滞納のない者</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p>	市民又は市内に事業所を有する法人であること。
住宅窓の断熱改修工事		市民であること。
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置		市民であること。
次世代自動車の購入		市民であること。

別表3（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
薪ストーブの設置	(1) 薪ストーブ本体、煙突及び付属品の購入費 (2) (1)の取付工事費及び煙突窓の加工費	補助対象経費の2分の1 (上限10万円)
住宅窓の断熱改修工事	(1) ガラス・窓及びそれと不可分な部材の製品に係る費用 (2) (1)の交換及び取付工事費	補助対象経費の10分の1 (上限5万円)
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置	(1) 太陽光発電設備、蓄電設備及び付属品（パワーコンディショナ、電力変換装置等、機器の動作に必要な一体の設備を含む。ただし、HEMSや給湯設備といった、補助対象事業の趣旨と異なる設備の費用については対象外。）の購入費 (2) (1)の取付工事費	以下の(1)から(3)までを合計した額（補助対象経費の2分の1を超えるときは、2分の1） (1) 基本額 1万円 (2) 太陽光発電設備にあつては、太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり1万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て、4万円を超えるときは、4万円） (3) 蓄電設備にあつては、蓄電容量に1kWh当たり1万5千円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て、9万円を超えるときは、9万円）
次世代自動車の購入	(1) 車両の購入費	定額10万円

別表4（第7条関係）

補助対象事業	共通書類	個別書類
薪ストーブの設置	(1) 長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号） (2) 補助金交付	(1) 誓約書（別記様式第4号） (2) 部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの (3) 設置後の薪ストーブのカラー写真 (4) 設置した薪ストーブの製品カタログ、仕様書等 (5) 補助対象経費の支払日が確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書等の写し）及びその支払い額の内訳から、補助対象経費の額が確認できる書類（工事請負契約書、見積書等の写し）

住宅窓の断熱改修工事	<p>申請にあたっての確認書（別記様式第2号）</p> <p>(3) 市税納付状況の照会に関する同意書（別記様式第3号）</p>	<p>(1) 部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの</p> <p>(2) 施工箇所全ての工事前と工事後のカラー写真</p> <p>(3) 施工した製品（ガラス、窓）の熱貫流率が確認できる製品カタログ、仕様書等</p> <p>(4) 補助対象経費の支払日が確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書等の写し）及びその支払い額の内訳から、補助対象経費の額が確認できる書類（工事請負契約書、見積書等の写し）</p>
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置	<p>(4) 申請日前3カ月以内に発行された申請者個人の住民票の写し（薪ストーブの設置を行う事業所の場合は、事業所の所在地が確認できる書類）</p> <p>(5) 委任状（代理申請の場合）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 別に定める電気事業者との電力受給契約が確認できる書類</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの配置図面</p> <p>(3) 設置した太陽光パネル及び蓄電池のカラー写真</p> <p>(4) 太陽電池モジュールの製造業者又は販売業者等が作成する出力対比表（設置する太陽電池モジュールの合計出力及び個々のモジュールの製造業者、型式、出力並びに製造番号を記載したもの）</p> <p>(5) 蓄電池の製品カタログ、仕様書等</p> <p>(6) 補助対象経費の支払日が確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書等の写し）及びその支払い額の内訳から、補助対象経費の額が確認できる書類（工事請負契約書、見積書等の写し）</p>
次世代自動車の購入	<p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 自動車検査証の写し</p> <p>(2) 申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる地図（集合駐車場の場合は区画番号を記入）</p> <p>(3) 購入した車両のカラー写真（プレートナンバーが確認できること。）</p> <p>(4) 購入した車両の製品カタログ、仕様書等</p> <p>(5) 補助対象経費の支払日が確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書等の写し）及び支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類（注文書、売買契約書等の写し）</p>